

るとされていた。このような「国体」は日本にのみ存し、他国には見られないところのものであるとされ、旧憲法はこの「国体」の原理に基づくものであるとされていた。この前文がこの憲法は人類普遍の原理に基づくとしているのはこのような「国体」の原理を排除することを意味するのである（「国体」についてはなお第一章〔総説〕参照）。

なお、ここには、「これは」とあり、「これ」とは前に述べられている国民主権および民主主義の原理のみを指すものようであるが、第二段に平和の維持が国際社会の努力しているところである旨が述べられていることからいって、平和主義をも「人類普遍の原理」であるとしているものと解される。すなわち、この憲法の基礎原理たる「人類普遍の原理」は国民主権および民主主義の原理のみではなく、平和主義もそれに含まれる。

〔10〕 (一) ここに「憲法」とは過去の憲法、すなわち旧憲法を指すだけでなく、将来の憲法をも指す。すなわち、将来においてもこの原理に反する憲法改正を認めないということもここに示されている。

またここに「これに」とあるのは「人類普遍の原理」を受けて、国民主権および民主主義の原理のみを指すようであり、したがって、平和主義は含まれず、平和主義に反する憲法改正は認められるとも解されるようでもある。しかし、平和主義はこの憲法制定を行わしめた決意であり、また憲法改正の限界の問題は、別に広く根本的な観点から、すなわち、ある憲法の基礎に存する原理（その憲法が拠って以て成立しているところの原理）そのものを否定することをその「改正」によってなしうるかという問題として考えるべきであって（第九章〔総説〕参照）、単に「これに」の文字のみから論ずべきではない。

「法令及び詔勅」も旧憲法下の法令および詔勅と日本国憲法下における将来の法令および詔勅の両者を指す。この両者のうち後者の法令および詔勅については、九八条一項がこの憲法の条項に反する法律・命令・詔勅が効力を有しない旨を定めているので、前文のこの部分は九八条一項と重複することとなる（なお「法令及び詔勅」については九八条の註釈参照）。

(二) ここでこの前文の法的効力・裁判規範性の問題すなわち裁判所が直接に前文を適用して法律・命令などの合憲性を判断しうるかの問題を述べておくこととする。

(1) この問題については、否定説と肯定説とが対立する。否定説は、前文は直接には裁判規範とはなりえず、法令などの違憲性の主張は直接には本文各条項違反として主張されるべきであり、前文はその本文各条項の解釈の指針として援用されるにとどまるとする。肯定説はこれに反対する説である。

否定説の根拠としては、次の諸点が挙げられる。(イ) 前文の内容は国民主権・平和主義・基本的人権など抽象的な原理・理念の宣言たる最高位の規範であり、それらの具体的内容は本文各条項によって明らかとされている。(ロ) したがって、まず裁判規範となるのは本文各条項の規定であり、ただそれらの意味内容が問題となるときに前文がその解釈基準となる。(ハ) ただし、本文各条項に欠缺がある場合には前文が直接適用されるかという問題は存在するが、本文各条項に欠缺があるとは考えられない。

これに対して、肯定説の根拠としては、次の諸点が挙げられる。(イ) 前文の内容の抽象性と本文各条項の内容の具体性との相違は相対的なものにすぎない。たとえば、本文九七条なども抽象的な規定である。

(ロ) したがって、前文の抽象性から前文の裁判規範性を一般的に否定することはできない。(ハ) たとえば、前文の「平和のうちに生存する権利」（平和的生存権）は、本文第三章には規定のない基本的人権であり、この権利を侵害する法律や国家行為に対しては直接この規定を適用して違憲の判断を下すことができる。

前文